

自覚及び自己の生き方について考えを深め、道徳的実践力の育成を図る。また、該当児童だけでなく、各学級においては児童間で「話し合う場」「時間」を保障し、いじめ問題や望ましい人間関係の構築について考える場を設定する。

(4) 体験活動の充実

学級における取組の工夫改善はもちろん、異学年集団による活動の充実と深化を図る。さらには、児童会が主体となり、いじめ未然防止やよりよい人間関係の構築の実現に向けた取組を充実させる。

(5) いじめアンケートの実施

いじめに関するアンケート調査を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、事実確認を行う。また、アンケート実施前数週間において継続的な指導「いじめ防止」と積み重ね、いじめに対する捉えができる児童を育む。

(6) 職員会議や研修会議での職員間交流

児童の表情や行動にわずかな違和感がある、感じられる場合には、会議や研修等のまで現況や事実、考えられる要因を職員間で共有し、より多くの目で該当児童を見届ける支援するようにする。

(7) 教職員の資質の向上

いじめの未然防止は重要であり、教職員一人一人に児童の実態を的確に把握し解決の方策を構築する資質や能力を育成する。

4 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

「いじめはどの学校でも、どの子供にも起こり得るものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が子供の様子を見守り、日常的にきめ細かい観察を行う。また、様子が日常と違う児童を目にした場合には、教育相談や声かけを行うなどし、早期発見や早期解決に努める。

(1) 組織的な対応

- ・いじめ問題を発見した場合には、学級担任だけで抱え込むのではなく、全職員で対応等を協議し、的確に役割分担を行い、組織的に問題の解決に当たる。
- ・指導部担当者及び学級担任、管理職、養護教諭で組織する「学校いじめ対策組織」において協議を行い、組織的な対応内容や方法、スケジュール等を明らかにする。また、スケジュールに基づき、経過や対応状況等を職員間で共有し、よりよい対応策を見出す。

(2) 家庭との連携

- ・いじめ問題が発生した場合には、家庭との連携をより密にし、学校の取組について情報を的確に伝える。
- ・家庭での様子や友人関係についての情報を収集し、指導に生かす。
- ・児童のいじめ等を行う背景やストレスの要因等を把握し、学校一家庭間における指導や対応に生かす。

(3) 関係機関との連携

- ・状況に応じて、教育委員会や関係機関との連携を図りながら、適切に対応をする。

【取組を進めるに当たっての留意点】

- いじめを受けた児童に、何らかの原因がある、責任があるという考え方はあってはならない。
- 喧嘩など交友関係から生じたトラブルやいじめの問題を解決し、人間関係を修復していく力を身に付けることが、変化の激しい社会において、自立し、粘り強く、たくましく生きていく力を育むことにつながる。

5 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

- ・学校いじめ対策組織
- ・実態交流会
- ・ほっと活用による職員間交流

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

- ・緊急いじめ対策委員会の設置
(校長・教頭・生徒指導担当・PTA会長・教育委員会職員・町指導主事)